

議案第 64 号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

資料 1 宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の概要について

固定資産税の税制改正							
<p>◎ わがまち特例の追加</p> <p>○ 浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の創設</p> <p>浸水被害防止・軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に基づき、都道府県知事や市町村長等の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を、価格に 1 / 3 を参酌して 1 / 6 以上 1 / 2 以下の範囲内において条例で定める割合を乗じた額とすることとされた。本市では 1 / 3 を特例割合として乗じることとする。</p> <p>※施行日 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律施行の日又は宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の施行の日のいずれか遅い日</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市税条例</th> <th>改正の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>附則第 9 条の 2</td> <td>法律改正にあわせて改正</td> </tr> </tbody> </table>	市税条例	改正の概要	附則第 9 条の 2	法律改正にあわせて改正		
市税条例	改正の概要						
附則第 9 条の 2	法律改正にあわせて改正						
個人市民税の税制改正							
<p>◎ 個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し</p> <p>○ 「扶養控除」について、その対象となる「扶養親族」から 30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされた（令和 2 年度改正）ことに伴い、「個人住民税均等割・所得割の非課税限度額」についても、その基準の判定に用いる「扶養親族」の範囲について同様の取扱いとされた。</p> <p>※施行日 令和 6 年 1 月 1 日</p> <p>◎ セルフメディケーション税制の延長</p> <p>○ 令和 4 年度までとされていたものを令和 9 年度まで延長することとされた。</p> <p>※施行日 令和 4 年 1 月 1 日</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市税条例</th> <th>改正の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 25 条</td> <td rowspan="3">法律改正にあわせて改正</td> </tr> <tr> <td>第 37 条の 3 の 3</td> </tr> <tr> <td>(附則第 4 条の 3) 附則第 5 条</td> </tr> </tbody> </table>	市税条例	改正の概要	第 25 条	法律改正にあわせて改正	第 37 条の 3 の 3	(附則第 4 条の 3) 附則第 5 条
市税条例	改正の概要						
第 25 条	法律改正にあわせて改正						
第 37 条の 3 の 3							
(附則第 4 条の 3) 附則第 5 条							
法人市民税の税制改正							
<p>◎ 令和 2 年度税制改正で改正した通算法人の規定について項ずれの修正等所要の整備</p> <p style="text-align: right;">第 2 条による改正等</p>							

※その他、法律改正にあわせた所要の整備。